

## 国土技術政策総合研究所における研究開発課題の 中間評価・事後評価の方法（案）

### 評価の対象

国総研が実施するプロジェクト研究及び重点的実施する研究開発課題のうち、研究期間が5年以上のものについて、中間評価を実施する。

また、国総研が実施するプロジェクト研究及び重点的実施する研究開発課題のうち、研究が終了したものについて、事後評価を実施する。

ただし、国総研以外が主体となる外部評価の対象となる課題 については、評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、国総研が主体となる外部評価の対象から除外し、報告のみを行うものとする。

総合技術開発プロジェクト、道路新技術五箇年計画、等

### 評価者・評価機関

国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会

### 評価方法

評価は、会議に出席しない委員から事前に伺う意見を含め、会議の審議及び評価シート（案）に基づき、行われる。

評価にあたっては、必要性、効率性、有効性の観点を踏まえた主に下記の評価の視点に基づいて行われる。

### 評価の視点

#### （評価の視点：中間評価）

研究の掲げた目標が、技術政策課題の解決に向けて、または解決するために、適切かつ明確に設定され、研究を継続することが妥当であるか。[ 必要性 ]

研究計画、実施方法や研究体制が、目標を達成するために妥当か。研究が適切に進捗しているか。[ 効率性 ]

目標とした研究成果が得られる見込みであるか。研究成果は国土技術政策への反映を通じ社会への貢献が期待できるか。[ 有効性 ]

#### （評価の視点：事後評価）

国総研で実施することが妥当であったか。研究の掲げた目標が、技術政策課題の解決に向けて、または解決するために、適切かつ明確に設定されていたか。[ 必要性 ]

研究計画、実施方法や研究体制が、目標を達成するために妥当であったか。[ 効率性 ]

目標とした研究成果が得られているか。研究成果は国土技術政策への反映を通じ社会への貢献が期待できるか。[ 有効性 ]

### 評価結果等の公表

評価結果及びこれに基づいて講じた措置は、原則としてその内容を公開するものとする。

これは平成16年6月15日時点の案であり、  
本委員会での審議に基づき一部修正することとなった。